

福島セルファクトリー株式会社約款

[目的]

第1条 本約款は、福島セルファクトリー株式会社(以下「FCF」という)が、委託者であるお客様(以下「お客様」という)から受託する分析・測定・試験・検査・解析・評価または調査(以下「本業務」という)を遂行するにあたり、お客様とFCFの間で成立した個別契約(第3条[個別契約の成立]にて定義)の円滑な履行のために基本的事項を定めることを目的とします。

[適用]

第2条 お客様およびFCFは、第3条に基づき成立した個別契約および本約款の定めに従い個別契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

2. FCFは、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

[個別契約の成立]

第3条 本業務の委受託契約(以下「個別契約」という)は、お客様のお問い合わせ(FCF所定の申込書等)に基づいてFCFが見積書を提示し、お客様がこれを承諾したときに成立するものとします。

[試料等の提供・返却]

第4条 お客様には、本業務に必要な試料および技術情報をFCFに無償で提供いただきます。

2. FCFは、別段の定めがない限り、本業務の終了後、返却可能な試料を速やかにお客様に返却します。

[報告書]

第5条 FCFは、個別契約または実験計画書で定められた期日までに本業務に係る報告書をお客様に提出します。

2. FCFは、別段の定めがない限り、報告書の写しを報告書提出後1年間保管します。

[委託料金の支払]

第6条 お客様には、別段の定めがない限り、個別契約で定めた委託料金を消費税額相当分と併せて、FCFが発行する請求書に記載された期日または期日の記載がない場合は請求書の発行月20日締め翌月末日までに、FCFの指定する銀行口座に振り込み支払いただきます。振り込み手数料は、お客様のご負担とします。

[秘密保持]

第7条 FCFは、本業務の内容および結果ならびにお客様から開示された技術情報のうち開示時点で秘密と特定された事項(口頭により開示されたものについては開示後30日以内に秘密であることを書面により明示されたものに限る)(以下総称して「本秘密情報」という)に関して秘密を厳守し、お客様の書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは本秘密情報から除外するものとします。

(1) お客様から開示を受けた際、既に公知または公用となっていたもの。

(2) お客様から開示を受けた際、既にFCFが保有していたもの。

(3) お客様から開示を受けた後に、FCFの責によらないで公知または公用となったもの。

(4) FCFが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したものの。

(5) FCFが独自に開発したものの。

2. FCFが、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により本秘密情報の開示を要求された場合には、お客様に対し、その旨直ちに通知するものとします。この場合、FCFは法的手続において求められる限度において本秘密情報を開示することができるものとします。

福島セルフファクトリー株式会社約款

3. 第1項の規定に拘わらず、FCFは、本業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、本秘密情報を当該再委託先に開示することができます。ただし、FCFは、当該再委託先に対して、FCFが本条の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

[責任]

第8条 お客様が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、FCFは一切責任を負いません。

2. 第5条第1項に基づく報告書の提出後1年以内に、FCFの責めに帰すべき事由によって本業務に誤りがあったことが判明したときは、FCFとお客様は協議の上、次のいずれかの措置をとるものとします。

①FCFの費用負担のもとに、本業務のうち当該誤りのあった項目に限り、再実施を行なう。

②当該誤りのあった項目に相当する委託料金の額を限度として、委託料金の減額または支払済みの委託料金を返還する。

3. FCFは、本業務の結果またはその利用が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

[個別契約の変更・解約]

第9条 お客様およびFCFは、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、書面により、個別契約を変更または解約することができるものとします。この場合、委託料金は、両者協議の上当該書面にて相当と認められる金額に変更するものとします。

[不可抗力]

第10条 天災地変、感染症その他公衆衛生に関わる事象、法令の改廃制定、公権力による処分、その他不可抗力により個別契約の全部または一部の履行が不能となった場合または履行遅滞となった場合は、お客様およびFCFは相手

方にその旨を通知するものとし、両者協議してその措置を決定するものとします。

2. 前項の履行不能または履行遅滞の場合、お客様およびFCFは、相手方に対して責めを負わないものとします。

[協議事項]

第11条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議の上解決するものとします。

[有効期間]

第12条 本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第6条に基づく、お客様の支払が終了した日までとします。なお、第7条の規定は、本約款の有効期間終了後も5年間、第8条第2項の規定は本約款の有効期間終了後も報告書提出後1年間、第8条第1項および第3項の規定は、本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

以上

(2021年4月9日)